

関門港若松区における 夜間入港実施要領

西部地区海務協議会

平成 17 年（2005 年）7 月

平成 18 年（2006 年）1 月改正

平成 18 年（2006 年）8 月改正

平成 18 年（2006 年）12 月改正

平成 21 年（2009 年）4 月改正

はじめに

西部地区海務協議会では、関門港若松区への夜間入港について、平成元年に自主的なルール【関門港（若松区）夜間入港実施要領】を策定し、その後、必要な修正を加えつつ、ルールの適正な運用を通じて、港内の安全確保に寄与して参りました。

今般、港則法に基づく、夜間入港制限が廃止（平成17年11月1日）されることに伴い、当該ルールの全面的な見直しを行うこととし、新たなルールとしてスタートさせることにいたしました。

法的な規制は緩和されることになりますが、海上交通がふくそうする関門港にあって、夜間という厳しい条件のもとでは、それなりの安全対策なくしては、安全な運航が望めません。

今回の改訂においてもその点を十分に考慮し、当協議会から選抜された専門委員を中心に、安全面における綿密な検討を実施した上で、新ルールの策定に至っています。

今後、当該ルールが、適時に見直されつつ、安全に夜間入港するための基準として有効に機能していくことを切に願うとともに、海域を利用している関係者相互において、一層の理解が得られることを期待します。

平成17年7月

西部地区海務協議会
会長 堤 孝二

《関門港若松区における夜間入港実施要領》

総トン数 300 トン以上の船舶（プッシャーバージ等一体化のもので、後に示す換算計算により、300 トン以上となる船舶を含む。）が、関門港若松区へ夜間入港する際は、以下の基準によるものとする。

1 夜間入港対象バース

照明等が設備され、夜間において岸壁が十分に確認できるものとして、夜間入港ができるバースは、別紙 1 のとおりとする。

また、これとは別に、特定の条件のもと夜間入港ができるバースは、別紙 1-2 のとおりとする。

2 夜間入港対象船舶

夜間入港ができる船舶は、以下の区域毎に示された全長までの船舶とする。ただし、これとは別に、海難防止団体等における委員会等において検討がなされ、必要な安全対策をとることにより、入港可能とされた船舶については、当該安全対策が確実に履行されることを条件に、入港できるものとする。

なお、水先人の乗船が求められる船舶（船長の航海実歴により、水先人の乗船が免除される船舶を含む。）については、「関門港出入港船舶の標準喫水及び船型表」[関門水先業務協議会発行] に示される基準により運用する。

また、全長が基準内であっても、総トン数が異常に大きな船舶、操縦性能が制限されるような特殊な船舶及び危険物積載船舶（港長による許可を受けたものを除く。）は、対象外とする。

- (1) 若松区第 1 区は、全長 100m 以下の船舶
- (2) 若松区第 4 区（製鐵戸畠内浦岸壁 3 号～5 号に限る。）、同第 5 区（堺川泊地を除く。）及び同第 6 区は、全長 130m 以下の船舶
- (3) 若松区第 5 区（堺川泊地に限る。）は、全長 80m 以下の船舶
- (4) 上記 (1) から (3) 以外は、全長 115m 以下の船舶

3 夜間入港可能時間

夜間入港可能時間は、以下の区域毎に示された時間帯とする。

- (1) 若松区第 1 区～第 5 区（戸畠泊地及び堺川泊地を除く。）
若松港内交通管制室による管制信号により、入港可能な時間帯とする。

- (2) 若松区第5区（戸畠泊地及び堺川泊地に限る。）及び若松区第6区
日没時から日出時を通して、入港可能とする。

4 船長の入港実績

夜間入港にあたり、船長に求められる入港実績としては、次のいずれかの実績を有すること。ただし、水先人が乗船する場合は、この限りでない。

- (1) 過去6ヶ月以内に入港予定バース又はその付近に入港した実績を有すること。
(2) 過去1年以内に入港予定バース又はその付近に2回の入港した実績を有すること。
(3) 前回の入港が、過去1年以内にあり、かつ、過去2年以内に延べ3回の入港した実績を有すること。

※ 上記「その付近」については、基本的には「同一港区内」と理解することとするが、洞海湾のように奥に広がる水域については、入港を予定するバースよりも奥の水域に入港実績があれば実績としてカウントできることとする。(ただし、若松区第2区に入港するものについては、同第1区への入港実績があっても、それは考慮しないこととする。)

5 気象・海象条件

原則として、平均風速10m/s以下、視界1,000m以上であること。

6 その他の条件

- (1) VHF16ch又は船舶電話により、若松港内交通管制室及び関門海峡海上交通センターと連絡ができること。
(2) 着岸時には、回頭を要しない入船付けとすること。ただし、製鉄戸畠内浦岸壁1~5号、八幡泊地、日本コークス工業1~3岸、ひびきコールセンター1岸及び響灘南4号の岸壁については、この限りでない。
(3) 夜間入港予定船舶は、関門海峡海上交通センターにも事前通報（位置通報ライン通過予定の3時間前）を行うこと。
(4) 洞海湾に夜間入港する船舶は、若松航路第3号、第4号灯標間を航過する際に、若松港内交通管制室に位置通報を行うこと。

7 配慮すべき事項

- (1) 安全に着岸できるよう、着岸バース及び停泊場所の合図、照明等について

は、受入側が十分に配慮すること。

- (2) 奥洞海航路においては、総トン数300トン未満の非管制対象船舶との行き合いを避けるよう航行船舶にかかる情報の収集に努めること。

8 推奨される安全対策

夜間入港をする船舶においては、以下の安全対策が講じられることが推奨される。

- (1) VHF16ch の常時聴守
(2) AIS の搭載と適正な運用

9 その他の留意事項

- (1) 今後、本基準から著しく逸脱する船舶（例えば、全長が非常に長い船舶やその他特殊な船舶等）の夜間入港を新たに検討するにあたっては、海難防止団体による委員会等専門家による技術的な検討も視野に入れることとする。
- (2) 本基準の確実な履行を確保するため、関門港若松区への入港船舶関係者においては、それぞれ入港船舶等に十分な周知を図るとともに、基準を遵守せず安全を阻害しているとみられる船舶を確認した際には、若松海上保安部に通報するものとする。
- (3) 今後、照明設備等の整備による夜間入港対象バースの追加に当たっては、西部地区海務協議会関係者による実地調査を行い、夜間入港に支障のないことを確認するものとする。

[プッシャーバージ等の総トン数換算法]

プッシャーバージ等のように、バージや台船等と一体型の船舶である場合には、当該バージ等とプッシャー等の船舶の総トン数の合計が300トンを超えるものを対象船舶として扱うこととする。この場合において、バージ等に総トン数が設定されていないときは、積載トン数があるものについては、「積載トン数」×0.6により計算される数値を総トン数とみなし、積載トン数のないものについては、「全長(m)」×「幅(m)」×「貨物満載時の平均喫水(m)」×0.6により計算される数値を総トン数とみなして、換算する。

10 入航時間帯(16:30~18:30)の運用【特例】

冬季において日没後の明るい時間を利用して着岸する船舶については、下記

条件が確実に履行されることを条件に、夜間入港対象船舶の船型を適用しない。

(1) 対象時期

- ①冬季（11月から1月の間。）を対象期間とする。

(2) 対象バース

- ①若松区第1区～第5区（戸畠泊地及び堺川泊地を除く。）とする。
- ②別紙1に定める関門港若松区夜間入港対象バースとする。

(3) その他の条件

- ①水先人が乗船する船舶を対象とする。
- ②日没までに航路を外れ、着岸体制が取れる。
- ③着岸時には、回頭を要しない入船付けとする。
- ④本要領による入港を行う場合は、入港当日の正午までに若松港内交通管制室に事前の連絡を行うこと。この際、管制対象船舶が法令に基づき前日正午までに行う事前通報と混同しないこと。また、着岸後も速やかに完了連絡（最初のラインを取った時刻、また、船舶の係留が終了した時刻）を行なうこと。
- ⑤夜間荷役を行なうこと。

(添付資料)

- 関門港若松区夜間入港対象バース [別紙1]
- 関門港若松区条件付き夜間入港対象バース [別紙1-2]
- 若松水路及び奥洞海航路における管制信号の運用 [別紙2]

[施行期日]

本実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

[改訂内容、期日]

- ・項目1：夜間入港対象バースの追加、項目6-(2)：出船付け対象バースの追加について平成18年1月1日から施行する。
- ・項目10：入航時間帯(16:30～18:30)の運用の追加について平成18年8月1日から施行する。
- ・項目1：夜間入港対象バースの追加(五島商店桟橋)について平成18年12月1日から施行する。
- ・項目1：夜間入港対象バースの名称変更(三井鉱山株から日本コークス工業株へ社名変更)、について平成21年4月1日から施行する。
- ・項目3：戸畠信号所の廃止に伴う若松区第5区(戸畠泊地に限る。)の入港可能な時間帯の変更について平成21年4月1日から施行する。

関門港若松区夜間入港対象バス

別紙 1

洞海湾			
ひびきコールセンター第1岸壁	HC01C	日華油脂(株)若松工場岸壁	YX01C
製鐵戸畠 内浦岸壁1号	YN01C	製鐵戸畠 内浦岸壁2号	YN02C
製鐵戸畠 内浦岸壁4号	YN04C	製鐵戸畠 内浦岸壁5号	YN05C
製鐵戸畠 川代岸壁	YU00C	八幡製鐵 西八幡鉄屑岸壁第1号	OB01C
八幡製鐵 西八幡鉄屑岸壁第2号	OB02C	八幡製鐵岸壁6号	YS06C
八幡製鐵岸壁7号	YS07C	八幡製鐵岸壁8号	YS08C
八幡製鐵岸壁9号	YS09C	八幡製鐵岸壁10号	YS10C
八幡製鐵岸壁11号	YS11C	八幡製鐵岸壁12号	YS12C
八幡製鐵岸壁14号	YS14C	八幡製鐵岸壁15号	YS15C
八幡製鐵岸壁16号	YS16C	八幡製鐵岸壁17号	YS17C
八幡製鐵岸壁18号	YS18C	八幡製鐵岸壁19号	YS19C
八幡製鐵岸壁20号	YS20C	三菱化学 コークス3号積出桟橋	OB03C
三菱化学 石炭2号埠頭	OC02C	三菱化学 コークス1号桟橋	OE01C
三菱化学 化正品1号桟橋	OH10C	三菱化学 石炭1号桟橋	OI01C
三菱化学 重油桟橋	OP00C	三菱化学 無機1号埠頭	QQ01C
三菱化学 無機2号埠頭	OR02C	三菱化学 硫酸1号桟橋	OT01C
三菱化学 合成2号桟橋	OV02C	旭硝子 岸壁(八)	YE03C
旭硝子 製品岸壁	YE05C	旭硝子 原料岸壁	YE04C
旭硝子 岸壁(口)	YE02C	東京製鐵 専用桟橋	OT00C
三菱マテリアル桟橋	OM00C	北九州砂採取販売協同組合妙見桟橋	OE00C
戸畠1号岸壁	YT01C	戸畠2号岸壁	YT02C
響灘南4号岸壁	HN04C	五島商店桟橋	ON00C
戸畠泊地			
製鐵戸畠泊地 第1号岸壁	ZS01C	製鐵戸畠泊地 第2号岸壁	ZS02C
製鐵戸畠泊地 第3号岸壁	ZS03C	製鐵戸畠泊地 第4号岸壁	ZS04C
製鐵戸畠泊地 第6号岸壁	ZS06C	製鐵戸畠泊地 第7号岸壁	ZS07C
製鐵戸畠泊地 戸畠焼結岸壁	ZS00C		
安瀬泊地			
日本コークス工業 安瀬第1岸壁	AN01C	日本コークス工業 安瀬第2岸壁	AN02C
日本コークス工業 安瀬第3岸壁	AN03C		
堺川泊地			
新日鐵化学 化製品専用桟橋	RK00C	新日鐵化学 戸畠1号桟橋	RK01C
新日鐵化学 製品払出岸壁	RK02C	九州化学工業桟橋	RJ01C

関門港若松区条件付き夜間入港対象バス

別紙 1 - 2

洞海湾		
戸畠 6 号岸壁	YT06C	

<特定の条件>

戸畠 6 号岸壁については、次の条件を満たすこと。

- (1) 着岸に先立ち、既設の街灯とは別に、岸壁上面及び縁辺が確認できるよう 400 ワット以上の投光機を備えた移動式照明設備を設置するとともに、岸壁 線沿いに LED 発光のチューブ式ライトを設置すること。
- (2) 上記設置は、当該バースの管理者の責任のもとで行うこと。

<若松水路及び奥洞海航路における管制信号の運用>

		夏 季				冬 季			
		入航	出航	入航	出航	入航	出航	入航	出航
(4 / 1 ~ 9 / 30)		0000	0130	0400	0530	0730	1100	1300	1500
(10 / 1 ~ 3 / 31)		0000	0130	0400	0530	0800	1100	1300	1500

※ なお、夏季、冬季とも状況によっては、基準時間より早く信号を切り替える場合がある。（最大30分前に切り替える場合がある。）